

橋梁補修設計業務共通仕様書

第 1 条 適用

本業務の実施にあたっては、設計業務等共通仕様書（広島県）によるほか、本仕様書によるものとする。

第 2 条 適用範囲

広島県が管理する橋梁（2m 以上 100m 以下）の橋梁補修設計に適用する。

なお、橋梁 2m 以上 15m 未満については全ての橋種（ボックスカルバート構造を含む）に適用し、橋長 15m 以上 100m 以下については、一般的な桁橋（吊橋、斜張橋、トラス橋及びラーメン橋等の特殊な構造の橋梁は除く）に適用する。

第 3 条 橋梁補修設計

1. 業務目的

橋梁補修設計は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る補修設計を行うことを目的とする。

2. 業務内容

橋梁補修設計の業務内容は次のとおりとする。

1) 現地調査

- 受注者は、橋梁補修設計業務の実施にあたり、現地調査を行い損傷箇所、損傷原因の推定及び設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。なお、現地調査の前に、既存の点検結果、図面等により対象橋梁の諸元、状態を把握すること。
- 受注者は、発注者と合同で現地調査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。
- 受注者は、現地調査による対象橋梁の損傷状況において、局部的・限定的な損傷（損傷範囲が、線・面状に広がることなく、点状であり、特定点を原因とする部分的な欠損、桁端部のみ損傷、部分的なひび割れなどの損傷）、全体的な損傷（局部的・部分的な損傷に該当せず、材料、外的条件、経年劣化等による部材の全体的な損傷）の把握を行い、調査職員に報告するものとする。
- 受注者は、調査箇所に地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、調査職員に報告し関係機関と協議の上、現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

2) 業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、設計業務等共通仕様書第 1112 条業務計画書第 2 項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

[1]安全管理計画

3) 詳細調査

損傷原因の推定が現地調査、既存の点検結果等で困難な場合、又は、工法選定上必要な場合は詳細調査として次の試験のうち、必要な調査を行うものとする。

名称	規格
反発度法	シュミットハンマー法
圧縮強度試験	JIS A 1107
静弾性係数試験	JIS A 1149
はつり調査	0.3×0.3×0.05m 程度
電磁レーダー法	
電磁誘導法	
コア採取	φ100×200mm
残存膨張量試験	JCI-DD2 法
塩化物イオン含有量試験	JIS A 1154
中性化試験	フェノールフタレイン法

4) 損傷図補完

受注者は、現地調査により対象橋梁が全体的な損傷と判断された場合は、図面作成に必要な調査を行うものとする。

5) 補修工法検討

受注者は、損傷の原因を十分に把握し補修工法としてふさわしい工法について、対象橋梁の構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から 3 案程度を選定し、各案について比較検討のうえ補修工法を決定するものとする。

6) 原因除去対策検討

受注者は、現地調査により橋梁に損傷を与える原因が確認された場合は、損傷原因となる部位についての対策を検討し、原因除去対策を設計するものとする。

7) 図面作成

受注者は、5) 補修工法検討で決定した補修工法について図面を作成するものとする。図面としては、損傷図、損傷図（対策工法入り）、工法詳細図を基本とする。

また、橋梁に損傷を与える原因が確認された場合は 6) 原因除去対策検討で決定した対策について図面を作成するものとする。図面としては、対策図、構造詳細図を基本とする。

8) 数量計算書

受注者は、設計業務等共通仕様書第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

9) 照査

受注者は、設計業務等共通仕様書第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、設計業務等共通仕様書第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。